

処理事例 44 市の業務に不備が無かったもの

苦情申立て対象機関	産業振興部農水産課
苦情申立ての内容	<p>私は、自己所有の田の畔が溜池に侵食されるのを防ぐため、市から補強資材の支給を受け、工事業者に依頼したが、資材不足だった。そのため、翌年度に不足分の支給申請をしたが、再工事を余儀なくされ、余計な出費を強いられた。これは、市の測量方法が悪く、申立人に資材についての説明がないなど不手際があったからである。担当課に説明を求めても納得のいく説明がない。</p>
調査結果等	<p>オンブズマンは、苦情申立てを受け、担当課から聞き取り調査を行いました。</p> <p>担当課の説明</p> <p>1 制度の仕組みについて</p> <p>改修資材の交付に関する制度（本件制度）は、水路や溜池の補修のために必要な資材を、その管理者である水利組合に対して交付する制度です。畔の修復は田の所有者が行うべきであり、本件制度の対象外です。本件制度の申請権者は水利組合であり、必要な資材は、水利組合が自ら測量して算出しなければなりません。もっとも、水利組合からの要請があれば、市が水利組合に対して測量等の技術的支援を行うことはあります。</p> <p>本件制度は、水利組合に対して資材を交付するもので、特定の個人に対して資材を交付する制度ではありません。工事については各管理者の責任に委ねています。市から資材の交付を受けた後に、工事費用の負担をどうするか等については、申請者である水利組合の責任で決定すべき事項です。</p> <p>2 本件の経緯</p> <p>本件では、申立人から、水利組合長の署名押印がある申請用紙の提出がありました。水利組合は、必要資材の種類や数量を算出するため、自力で測量をすることが困難であるということでしたので、市の職員が現地へ赴いて測量を行いました（本件測量）。申立人は本件測量に立ち会いました。</p> <p>市は、本件測量に基づいて算出した必要な資材を、水利組合に交付しました。その後、申立人から、資材が不足している旨の報告があり、水利組合から、不足分の資材について翌年度に再度申請がありました。市は、右申請に応じて資材を水利組合に交付しました。</p> <p>本件測量時、職員は、池の底に降りずにポールを用いて図りました。この方法でも、池の深さを測量することはできますので、申立人にその旨を説明しながら測量しました。</p> <p>また、必要資材の数量等は、工事の方法によって変わることがあるため、資材の不足が生じる可能性もあります。その場合、水利組合から申請があれば追加の交付を行います。本件においても、翌年度に、水利組合から追加の申請がありましたので、水利組合に対して資材を交付しました。</p> <p>オンブズマンの見解</p> <p>1 本件測量について</p> <p>本件制度は、特定の個人の利益を図るための制度ではないので、本件測量も、申請者である水利組合のために市が技術的支援を行ったものです。本件測量の方法でも、池の深さ等を把握する</p>

ことはできるため、池の底に下りなかった点に問題はなく、本件測量が不適切だったとは言えないと考えます。

もっとも、担当課としては、地上からでも測量が可能であることを、申立人が疑義を抱かないように丁寧に説明する必要はあったと思われる。確かに、本件測量は水利組合のために実施したものであり、申立人は当該水利組合に所属していないので、本来は申立人に対する市の説明義務はありません。しかし、本件の場合、申請用紙を持参するなどして、市との交渉を事実上行っていたのは申立人であり、本件測量にも申立人は同道していました。そのため、本件事案の経緯等に鑑み、申立人に対しても説明を行うのが適切な対応であったと考えます。

#### 2 資材の不足について

また、資材の不足についても、工事方法によって数量等に差異が生じる可能性があるため、市は、どのような工事方法を前提として資材の種類・数量を算出したかを、水利組合に説明しておくほうがよかったと考えます。また、今回の経過に照らすと、申立人にも工事方法についての情報を提供した方がよかったと思われる。

#### 3 工事費の負担について

本件においては、申立人が工事費用を負担したとのことですが、工事費用の分担については、申立人は、あらかじめ同人が所属する水利組合及び本件の申請者たる水利組合と十分に協議をして頂くべきでした。申立人は、本件制度の仕組みに精通しておられますが、なお念のため、市は申立人に対して資材を提供した後の工事の進め方について、説明をしておくことが望まれるところでした。

#### 4 結論

以上のとおり、市は、溜池管理者である水利組合からの申請に依って同水利組合に対し資材の交付を行い、翌年度にも、同水利組合から追加の資材交付の申請があったので、資材の交付を行いました。本件制度は申請主義であり、溜池管理者である水利組合からの申請に依って資材の交付を行っていることについて、何ら問題はありません。また、本件測量についても、特に不適切な方法であったと認めることはできません。そして、工事費用の分担については、水利組合内部で決定すべき事項であり、市の業務には属しておりません。

したがって、本件において、市の対応に違法な点・不当な点があったとは認められません。

ただ、申立人は、市の一連の対応に不信を抱いておられます。オンブズマンとしては、市は、本件制度の仕組みや、測量方法、工事方法、費用負担等について、申立人の疑問を解消すべく、丁寧な説明をして申立人の納得を得る努力があってもよかったものと判断します。このことを付言して本件の調査を終えることとします。

以上

苦情申立ての受付年月日	平成26年(2014年)10月17日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成26年(2014年)11月5日	19日間
調査結果通知年月日	平成26年(2014年)12月10日	54日間